

報告第1号

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年2月26日提出

秦野市長 高橋 昌和



## 専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

### 1 賠償金額

179,900円

### 2 賠償の相手方



令和8年1月30日

秦野市長 高橋 昌和



### 事故の概要

#### (1) 発生日時

令和7年1月28日(火)午後2時30分頃

#### (2) 発生場所

秦野市南矢名二丁目10番1号先

#### (3) 事故の状況

生活環境課職員の運転する公用車が、上記場所において発進する際、車両に接近してきた■■■■■さんに気づき注意喚起したものの、周囲の安全確認が不十分であったため、車両の右前輪が■■■■■さんの左足に掛かり、負傷させた。

#### (4) 本市の責任原因

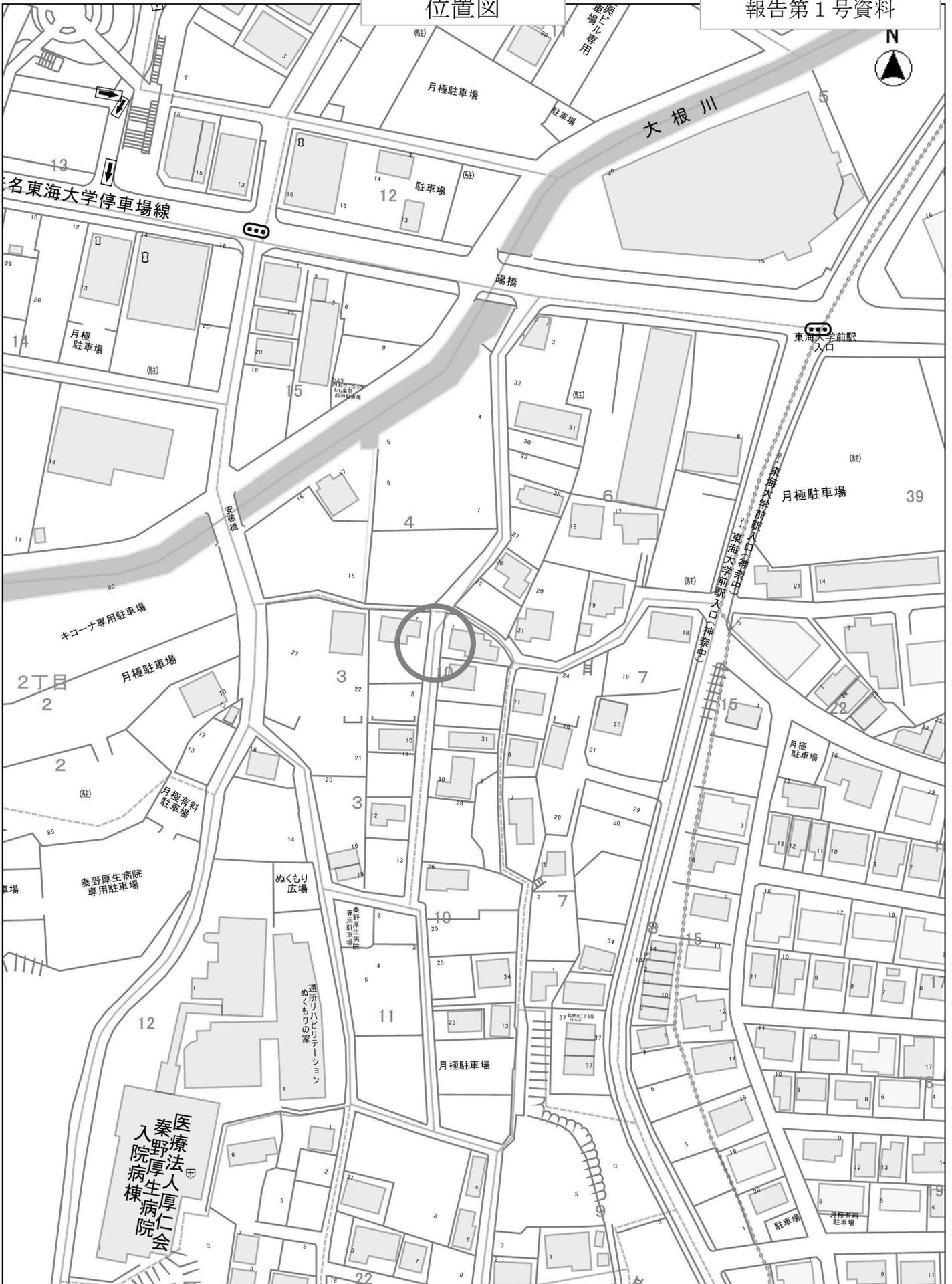
周囲の安全確認不履行

#### (5) 本市の過失割合

100パーセント

位置図

報告第1号資料



縮尺 1 : 1500

